

一般社団法人 神奈川健康生きがづくりアドバイザー協議会  
神奈川健生成年後見センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川健生成年後見センター（以下「成年後見センター」という。）  
に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が  
成年後見制度を的確に利用できるよう支援を行い、これらの人の権利を尊重すること  
により地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図るとともに、社会  
貢献活動に寄与することを目的とする。

(事業の実施)

第3条 この事業は、一般社団法人神奈川健康生きがづくりアドバイザー協議会（以下  
「(社) 神奈川健生」という。）が実施するものである。

(事業内容)

第4条 成年後見センターは次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 法人後見に関する業務

- ①法人後見人業務
- ②法人後見運営委員会の設置
- ③受任候補者会員登録管理
- ④支援員会員登録管理

(2) 成年後見制度に関する相談及び支援業務

- ①成年後見制度利用に関する相談
- ②申立て支援

(3) 成年後見制度に関する広報・啓発に関する業務

- ① (社) 神奈川健生会員及びその親族等に対する成年後見制度に関する広報及び啓  
発
- ② (社) 神奈川健生会員に対する市民後見人養成研修受講等に関する広報及び啓発

(4) 研修に関する業務

- ①第4条(1)項③の登録会員のフォローアップ研修の実施
- ②第4条(1)項④の登録会員のフォローアップ研修の実施
- ③ (社) 神奈川健生会員の市民後見人のフォローアップ研修の実施

(5) 成年後見制度に関する関係機関との連携業務

(6) その他、センターの運営に関する必要な業務

第5条 この事業の実施及び本要綱を変更するときは、(社) 神奈川健生理事会の承認を得  
るものとする。

(その他)

第6条 この要綱の実施に必要な事項は「神奈川健生成年後見センター運営要綱」に定め  
るものとする。

(附則) この要綱は平成25年7月8日から施行する。